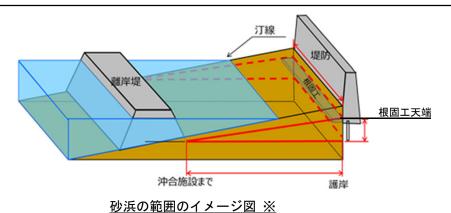
砂浜の海岸保全施設指定について(松任海岸徳光地区)



海岸保全施設として管理すべき、防護機能を有する砂浜の範囲(イメージ): <u>下図の赤枠の範囲</u>

砂浜を指定する範囲は陸地の範囲ですが、水面下の砂浜の断面も含めて、沖合施設(離岸堤等)と一体となって高波に対する 防護機能を有しています。

石川海岸 松低工图 N93



石川県白山市徳光町 松任海岸C、C、Z、 平常時 撮影

【CCTVカメラによるモニタリングの例】



冬季風浪 令和3年1月7日16時20分撮影